

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認指導監査結果等の
公表に係る実施要領

(令和7年3月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて各務原市（以下「市」という。）が実施する確認指導及び確認監査（以下「確認指導監査」という。）に係る結果等の情報（以下「確認指導監査結果等」という。）の公表について、必要な事項を定める。

(公表の目的)

第2条 確認指導監査結果等の公表は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「施設等」という。）を利用する者、又は利用しようとする者等（以下「利用者等」という。）が、確認指導監査における結果としての指摘事項の内容や改善状況等に関する情報を得られるようにすることにより、利用者等の児童福祉サービスの選択に資するとともに、施設等による適正かつ継続的な事業運営の確保及び積極的な保育の質の向上を促すことを目的とする。

(公表する情報)

第3条 実施要綱第17条の規定による公表する情報は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設等を運営する法人等の名称及び施設等の名称
- (2) 施設の種別 保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業のことをいう。
- (3) 確認指導監査の実施年月日
- (4) 実施要綱第7条第1及び第11条第1項に規定する通知において指摘した事項（以下「文書指摘事項」という。）の有無及び指摘内容
- (5) 前号に対する改善状況
- (6) 全各号に定める事項のほか、市が必要と認める事項

(公表の時期及び期間)

第4条 公表の時期は、確認指導監査の実施日が異なることによる不公平な取扱いが生じることがないように配慮して市が決定するものとし、当該年度の確認指導監査がすべて終了し、文書指摘事項に対する改善内容の報告に係る期限が経過した後で、原則として、確認指導監査結果等のとりまとめが完了し次第速やかに公表するものとする。

2 公表の期間は、確認指導監査の結果に関する文書の保存期間が終了するまでとする。

(公表の方法)

第5条 確認指導監査結果等の公表は、市公式ウェブサイトに掲載することにより行う。

(公表に関する事務処理)

第6条 確認指導監査結果等の公表に当たって、市は、対象の事業者に対して、あらかじめ公表しようとする情報を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた事業者は、原則として、通知を受けた日から15日以内に限り、確認指導監査等の内容について、市に必要な説明を求め、事実を証明する書類等を提出し、又は意見を述べること（以下、「意見陳述等」という。）ができる。

3 前項の意見陳述等があったときは、市は、公表しようとする確認指導監査結果等の訂正の必要性について速やかに審査を行い、その結果を対象の事業者に対して通知した上で公表しなければならない。

(改善状況の取扱い)

第7条 改善状況の公表に当たっては、対象の事業者から提出された改善内容の報告書、添付書類及び現地確認の結果等（以下「改善報告書等」という。）に基づき、次の各号に定める基準に従って取り扱う。

(1) 改善報告書等により、一定の改善が図られたことが確認できた場合は、「改善確認済み」とする。

(2) 改善報告書等により、改善に着手している、又は改善の意思があることが確認できる場合であって、改善に要する期間が改善報告の期日から起算して半年以上見込まれる場合、又は改善時期が不明な場合は「改善中」とする。

(3) 改善報告の期日までに正当な理由がなく報告書が提出されない場合、又は改善報告書等により改善の意思が確認できない場合は、「未改善」とする。

(非公開情報の取扱い)

第8条 各務原市情報公開条例（平成11年3月30日条例第2号）第6条に規定する非公開情報は、公表しない。

(雑則)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。